

葉山町長 森 英二 殿

障害福祉施策の拡充を求める要請

神奈川県社会保障推進協議会
これからの障害者と患者の福祉・医療を考える連絡会
(事務局)川崎市多摩区登戸1408-107 上野方
044-900-4988 Fax044-712-7143

私たちは、憲法25条に基づく社会保障制度を拡充し障害者の生活と権利を守るために、障害や団体の違いを越えて一致点を見出し、共に力を合わせて運動を進めている団体です。

私たちは、神奈川県が重度障害者の医療費助成事業における一部負担金の徴収、および年齢・所得制限の導入を2008年10月から実施したことに抗議し、その実施を中止し市町村への補助金を元に戻すよう県に要望しています。そして同時に、県下市町村に対して、重度障害者の医療費助成事業に一部負担金の徴収と、年齢・所得制限を導入せず、かつ精神障害者の医療費も助成するよう要請しているところです。

また、私たちは県の在宅重度障害者等手当の見直しについても、現在の受給者のうち94%にあたる障害者への手当削減を中止し、むしろ支給対象者を精神障害者まで拡大すること、さらに地域生活支援施策についても手当の大幅削減で創出される財源を使い充実させるのではなく、障害福祉予算を増額することで障害当事者や家族の願いに答えきめ細かい施策を展開することを主張し、運動を進めています。

ところが、葉山町では2月議会において心身障害者手当の支給対象者の見直しを拙速に議決し、この4月から、20歳以上の重度障害者を支給対象外としました。この決定に際し、これまでの受給者を含む障害当事者と、その家族の意見を十分に聞いたのでしょうか。そしてまた、十分な合意が図られたのでしょうか。

障害福祉手当は「障害」を持つ家族がいることで、障害者がいない世帯よりも特別な出費がかさむ家計を支援する施策であると私たちは考えており、国の障害者への所得保障が貧しいだけに、自治体が支給する手当支給が障害者世帯の生活の糧となっている場合が少なくありません。

20歳以上の重度障害者を支給の対象外とする理由について、保健福祉部長は議会で、「これからの福祉事業を行っていく上で、地域に生活をする、その部分に対して補助をしていきたい」と答弁しました。であるとすれば、障害者が安心して地域生活をおくるために、どのような施策を今後展開し、そのためにどのくらいの予算が必要なのかを明らかにする必要があります。新たな財政出動も視野に入れた慎重な検討を進めるべきであり、その検討なくして、手当に変わる地域生活支援施策に安心できません。

さらに、今度は心身障害者医療費助成制度についても近々に規則を改正し、10月から年齢制限と所得制限を導入する方針と聞きました。町民の代表である議会の議決を経ず、また障害当事者や患者、その家族の意見を聞かず規則で助成対象者に制限を加えることに、私たちは賛成できません。

そもそも、障害者医療費助成制度は「受診する機会が多い障害者や、難病患者の医療費を助成して安心して必要な医療を等しく受診できるようにする」ということが制度発足の趣旨であり、障害を負うことによって一般世帯と比べ特別な支出がかさむことへの配慮でもあります。

2006年12月に国連で採択された障害者権利条約には、第28条2(a)項は、「障害のある人が、障害に関連する必要に係る適切かつ負担可能なサービス、器具・装具(福祉用具)その他の支援にアクセスすることを確保するための措置」をとることとしています。また、第2条は、国に「合理的配慮」についての義務を明確にしており、「合理的配慮」とは、「障害のある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不釣り合いな又は過重な負担を課さないものをいう」とされています。

このことを見れば、年齢や所得によって医療費助成制度が適用されなくなること自体、「合理的配慮」に欠けているといわざるを得ません。まして、現在は軽度の肢体障害者であっても加齢によって重度化するケースが多いこと、腎不

全の発症年齢が65歳以上に多いことなどを考えると、年齢制限はそれらの人たちを無残にも切り捨てる措置でしかありません。

また、所得が高い重度障害者は所得と資産に応じて税金と健康保険料を納入しており、所得制限を導入することは「障害者が障害の関連する必要に係る適切かつ負担可能なサービスにアクセスすること」を妨げるものです。

本来、健やかに生きるために必要な医療に負担を課すべきではありません。私たちは、日本国憲法25条に基づく生存権保障として公的責任で財源を確保すべきであると考えます。

葉山町では今年度より精神障害者にも障害者福祉手当が支給されるようになり、またケアホーム・グループホームの家賃補助が制度化されました。しかし、だからといって障害福祉施策のなかで、従来からの施策を削減する手法は邪道であり、福祉施策の後退に歯止めが掛からなくなると私たちは考えます。

私たちは葉山町の財政状況の厳しさには十分理解できますが、県の財政支援を要望しつつ、可能な限り福祉予算を増額し、障害当事者と家族の願いに答えた施策を前進して下さるよう切に願い、下記の事項について要請いたします。

要請事項

20歳以上の重度障害者に心身障害者手当の支給を復活してください。

心身障害者医療費助成度制度に年齢制限、および所得制限の導入は中止して下さい。